

高松市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告，意見および措置内容を，同条第9項，第10項および第12項の規定により，次のとおり公表します。

平成16年5月31日

高松市監査委員 北原和夫  
同 吉田正己  
同 宮本和人  
同 大塚寛

平成16年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松東地区防犯協会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市民部市民生活課	平成15年度に執行した高松東地区防犯協会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務	平成16年4月1日から 平成16年5月7日まで
高松東地区防犯協会	平成15年度に執行した高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務	

## (2) 監査の方法

平成15年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している市民部市民生活課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 高松東地区防犯協会の概要

### ア 設置目的

高松東警察署管内住民相互の協力によって、自主防犯思想を高揚するとともに犯罪を予防して、明るく住みよい平和な町づくりを行うことを目的とする。

### イ 事務所所在地

木田郡三木町大字平木56-4

### ウ 組織（平成16年4月1日現在）

役員は11人で、その内訳は会長1人、副会長1人、顧問2人、理事5人および監事2人である。

### エ 実施事業

- (ア) 防犯対策の調査研究
- (イ) 防犯思想の普及と自主防犯の徹底
- (ウ) 防犯施設の整備充実
- (エ) 青少年の補導ならびに不良化防止
- (オ) 覚せい剤の危害防止対策
- (カ) 防犯功労者の表彰
- (キ) 警察の行う犯罪予防ならびに検挙活動に対する協力援助
- (ク) 各種関係機関との連絡調整
- (ケ) その他この会の目的達成に必要な事項

### オ 高松市との関係

高松市は、犯罪および少年非行の防止と防犯活動の推進に努めるなど、市の防犯活動事業に寄与している高松東地区防犯協会に対して、

財政援助として、平成15年度に1,340,000円の運営事業補助金を交付している。

カ 収支の状況

平成15年度高松東地区防犯協会収支決算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

収入総額 2,077,244円

支出総額 2,054,915円

差引残額 22,329円(翌年度へ繰越し)

内 訳

収入の部

(単位 円)

科	目	予算額(A)	決算額(B)	増減(A-B)
高松市補助金		1,340,000	1,340,000	0
三木町補助金		711,000	711,000	0
雑収入		1,226	8,470	7,244
前年度繰越金		17,774	17,774	0
合計		2,070,000	2,077,244	7,244

支出の部

(単位 円)

科			予算額(A)	決算額(B)	増減(A-B)
款	項	目			
事務費	事務費	事務用品費	50,000	19,037	30,963
事業費			1,560,000	1,598,503	38,503
	啓発宣伝費		510,000	636,111	126,111
		広報費	450,000	576,081	126,081
		活動費	60,000	60,030	30

	補導育成費	少年補導費	50,000	80,223	30,223
	防犯器材費		450,000	343,969	106,031
		広報器材費	350,000	295,850	54,150
		活動器材費	100,000	48,119	51,881
	地域安全費	地域安全費	550,000	538,200	11,800
会議費	会議費	会議費	50,000	35,320	14,680
表彰費	表彰費	表彰費	50,000	48,555	1,445
負担費	負担費	負担費	353,500	353,500	0
予備費	予備費	予備費	6,500	0	6,500
合	計		2,070,000	2,054,915	15,085

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，監査対象団体の事務に関して，別記のとおり，監査委員の意見を付するものである。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体に対するもの

会計事務の執行について

出納事務のより適正な執行を図るため，今後，日常の会計事務における管理点検体制の見直しなどにより，適正な事務処理手続の整備に努められたい。

監査対象団体（高松東地区防犯協会）

第2 前回までの財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容等

監査対象団体に対するもの

支出金額と収入金額を相殺した会計処理を改善すべきもの

(ア) 改善を要する事項

財団法人高松市花と緑の協会（以下「協会」という。）の主催事業であるフラワーサークル高松講習会の開催経費を支出する支出伝票においては、開催経費の総額から参加者負担金を相殺して支出する会計処理となっている。協会の会計規程第4条の規定によれば、財産の増減等の発生の事実に基づき、必要な勘定科目を設けて会計処理しなければならないとしており、今後においては、支出と収入を分離して起票するとともに、収入については、関係する証票を添付した会計処理をされたい。

(イ) 措置された内容（措置通知日 平成16年5月21日）

平成15年度の会計処理から、関係証票と合致した協会負担経費の支出処理を行い、参加者負担金は協会会計外として処理した。

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）